

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業 公募要領

(平成27年度)

平成27年11月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

環境省では、平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、「廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業」を行います。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意点は、本公募要領に記載するとおりです。

補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金実施要領」(以下「実施要領」という。)に従って手続き等を行っていただくこととなります。

本事業への応募に当たっては、公募要領、交付要綱及び実施要領を熟読いただくようお願いいたします。

1. 事業の目的

東日本大震災以降、エネルギー戦略の見直しが求められており、廃棄物処理システムにおいても、エネルギーポテンシャルを最大限に発揮することが求められている。

近年、短期間で事業化が可能な太陽光発電の特徴を生かし、遊休地等で、大規模な太陽光発電事業(メガソーラー)が展開している。廃棄物埋立処分場(以下「処分場」という。)については、埋立終了後も排水処理やガス抜き等の維持管理を継続する必要があるとともに、廃棄物の自重による沈下にも備える必要があることから、跡地利用の用途が限定され、有効活用が課題となっている。また、不法投棄された土地についても、原状回復が終わった後の有効利用方策が課題である。

本事業は、廃棄物埋立処分場等(以下「処分場等」という。)において、廃棄物の適正処分を確保しつつ、太陽光発電を導入することにより、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 概要

処分場等への太陽光発電の導入に当たっては、処分場等の排水処理やガス抜き等の維持管理を継続する必要があるとともに、廃棄物の自重による沈下があるこ

とから、その特徴を考慮して設置方法や維持管理対策を講ずることが必要である。本補助事業は、処分場等への太陽光発電の導入に当たり、廃棄物の適正処分の確保に係る先進的な技術の導入を支援するものである。

(2) 予算額

平成27年度は、1.5億円を上限として採択する。

(3) 補助対象事業

対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

ただし、発電機や系統連系設備等、処分場等以外においても必要となる設備等の導入は、対象事業としない。

- 一 災害時に撤去できる可動式架台・支持装置及びその基礎
- 二 防雨機能としても活用できる屋根式架台・支持装置及びその基礎
- 三 不均一な地盤沈下の可能性のある処分場等にも設置可能な架台・支持装置及びその基礎
- 四 腐食性ガスにも耐えられる架台・支持装置及びその基礎
- 五 最終処分場の維持管理のための電力供給システム
- 六 処分場等及び太陽光発電設備の地盤沈下量等を計測するモニタリング機器類

(4) 補助対象事業の要件

対象事業は、(3)補助対象事業に掲げる事業において、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 一 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第8条第1項若しくは同法第9条の3第1項に定める一般廃棄物最終処分場、同法第15条第1項に定める産業廃棄物最終処分場又は不法投棄地のうち同法第15条の17に定める指定区域若しくはそれに類する場所に、発電機(太陽光パネル)を設置する事業であること
なお、発電機(太陽光パネル)が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)第6条に定める設備認定を受けているか否かは問わない
- 二 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、対象とする太陽光発電の太陽電池出力が350kW以上であること
- 三 対象事業を実施した年度のうち又は翌年度までに、太陽光発電事業を開始すること

(5) 補助対象者

補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 民間企業
- 二 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- 三 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- 四 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- 五 法律により直接設立された法人
- 六 その他環境大臣が適当と認める者

(6) 補助対象者の要件

補助対象者は、(5)補助対象者に掲げる者において、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 一 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、当該処分場の管理者(地方公共団体又は民間団体)又は管理者と連携して事業を行う法人であること
不法投棄地において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、関係地方公共団体と連携して事業を行う法人であること
- 二 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- 三 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち自己負担分の調達に関し十分な経理的基盤を有すること
- 四 補助事業の経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること
- 五 環境省の求めがある場合、環境省において経理その他の説明・報告をできる体制を有すること

(7) 補助率

2分の1とする。

(8) 補助期間

原則単年度とする。(翌年度以降も継続して実施する事業については、年度ごとに応募する。)

3. 補助対象事業の選定

(1) 一般公募により選定する。

(2) 提出された実施計画書等をもとに厳正に審査を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で補助事業者を選定し、内示する。

一 本事業の対象事業としての適切性

- ・事業の内容が公募要領の要件を満たすこと
- ・事業者の技術的能力、経理的基礎、管理体制等が十分であること
- ・補助事業に要する経費の算定が適切であること

二 事業計画の妥当性

- ・事業の実実施計画が適切かつ合理的であること
- ・補助金以外の資金調達に関する確実性が高いこと
- ・事業採算性が見込める事業であること

三 事業計画の有効性・先進性

- ・効果的な二酸化炭素排出量削減が期待できること
- ・二酸化炭素排出量削減以外に環境改善や地域活性化等の効果が期待できると
- ・将来的な普及展開等が期待できる事業であること

(3) 審査方法は、原則として、実施計画書等に基づく書面審査とする。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。また、応募状況等に応じて、ヒアリング審査を行う場合がある。

4. 公募案内

(1) 応募方法

4(3)の応募書類を、公募期間内に4(5)の提出先へ提出(郵送又は持参)する。提出する際は、あらかじめ電話により4(5)の提出先へ連絡すること。

書類は封書に入れ、宛名面に「廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業応募書類」と赤字で明記すること。

なお、公募期間内の応募であっても、補助対象の要件を明らかに有しない者の応募書類、又は提出された応募書類に不備がある場合は、受理しない。

(2) 公募期間

平成27年11月10日(火)～平成27年12月4日(金) 17:00必着

(3) 応募書類

一 応募書類のかがみ

二 実施計画書(交付要綱様式第1の1又は第1の2の別紙1)

- 処分場等の管理者であることを証明する文書、管理者との連携に関する合意文書又は地方公共団体との連携に関する合意文書
- 申請者の組織概要や事業実績に関する資料(会社概要、登記事項証明書、事業実施者の印鑑証明書及び代表者の住民票の写し、代表事業者届出書(共同事業者による共同申請の場合のみ)、本事業の実施体制、最近2営業期間の事業実績・決算書、同種事業の実績)
- 事業実施予定地の位置図/国土地理院発行地図(必要に応じ現地写真)
- 設備のシステム図、配置図
- 太陽光発電設備の仕様(発電電力量の算定根拠を含む)
- 事業の効果(二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、他事業等への波及効果、地盤沈下等の不具合の影響(モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ)、その他環境への影響、地域活性化効果等)の根拠資料
- 「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>(平成24年7月環境省地球環境局)」において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」及び同エクセルファイルにおける「エネルギー消費量・供給量の設定」の「記入欄」に記入した具体的データの根拠、引用元の資料)
- モニタリング計画書(モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ)
- 太陽光発電事業の詳細な実施計画(太陽光発電を開始する時期を含む)

三 経費内訳(交付要綱様式第1の1又は第1の2の別紙2)

- 積算根拠資料

四 歳入歳出予算書(見込書)抜粋(交付要綱様式第1の2の別紙3) <地方公共団体のみ>

五 その他、ケースに応じて環境省が必要と要請する資料

(4) 提出部数

正本1部及び副本(コピー)7部

上記電子データを保存した電子媒体(CD-R 又は DVD-R)2部

(5) 提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 調査係

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email: hairi-haitai@env.go.jp

電話: 03-5501-3154

(6) 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにて行うこと。

電子メールの件名(題名)は「平成27年度廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業に関する問い合わせ」とすること。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 調査係

Email: hairi-haitai@env.go.jp

5. 留意事項等

(1) 交付申請

公募により選定(内示)された補助事業者は、補助金の交付申請書を提出する(申請手続等は交付要綱及び実施要領を参照。)。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとする。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

- 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。
- 申請に係る補助事業に要する経費(設備費、工事費、諸経費)が、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定されているものであること。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に事業開始することが原則とな

る(ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについては相談されたい。)

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意すべき主な点(原則)を以下に示す。

- 事業の契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中(出納整理期を含む。)に対価の支払い及び清算が行われること。

(4)補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要がある。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要がある。

(5)実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を、また、補助事業の実施期間内に国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書を環境省宛てに提出すること。

環境省は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知を行う。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額(製造原価)を補助対象経費の実績額とする。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額(製造原価と販売費及び一般管理費の合計)を補助対象経費の実績額とする(別紙参照)。

(6)補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。その後環境省から補助金を支払う。ただし、財務省に協議したうえで真に必要なと認められる場合には、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができる。

(7)取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄することをいう。)しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要がある。なお、補助事業により整備された施設及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示しなければならない。

(8)事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度末まで及びその後の3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素の削減量等を取りまとめた事業報告書を実施要領の別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省へ提出すること。提出の無い場合又は報告内容に疑義がある場合は、必要に応じて環境省による報告徴収や現地検査を行う。

(9)会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業は、会計検査院による実地検査が行われる場合がある。補助事業者は、実地検査が行われる旨の連絡があった場合には、これに応じなければならない。

(10)その他

上記の他に必要な事項は、交付要綱及び実施要領に定めているので参照すること。

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定める。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)~(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明すること。また、その根拠となる資料を提出すること。